

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第卷十五第

月二年五十和昭

論叢

支那の小作制度……………經濟學博士 八木芳之助

近世後期の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎

勢力としての價格……………文學博士 高田保馬

時論

租稅制度改革批判……………法學博士 神戸正雄

研究

山西票莊……………經濟學士 鈴木總一郎

ハンセンの人口論に就いて……………經濟學士 青盛和雄

說苑

鮑脣錄……………法學博士 財部靜治

附錄

彙報

外國雜誌論題

經濟論叢

第五十卷 第貳號 (總發行部百九拾六號) 昭和十五年二月發行

論叢

支那の小作制度

八木芳之助

第一緒言

現在の支那は何と云つても農業國である。それは支那全人口の約四分の三が農業に従事する農民であることによつても知られる。¹⁾ 而して實業部中央農業實驗所の報告によれば、全農民のうち、四五%が自作農、二三%が自作兼小作農、三二%が小作農となつてゐるから(民國二十二年)、支那農民の約五五%が土地所有者たる地主との間に何等かの形で小作關係を取り結んでゐる。従つて、この事實よりするも小作制度なるものが支那農業機構の中心的、最重要の問題の一をなすことが看取されるであらう。

支那の小作制度

第五十卷 二四一 第二號

1) トーネイ著、浦松佐美太郎、牛場友彦兩氏譯、支那の農業と工業、一九頁
2) 中央農業實驗所、農情報告、二十二年合訂本(馮和法編、中國農村經濟資料、續編、五九九一六〇〇頁)

かゝる重要な支那小作制度の研究に際して遭遇する困難は、各省並に各縣に於てさへも見られる小作關係の多様性のために、小作制度をその多様性に於て具體的に、しかも體系的に把握することの困難である。思ふに支那は地理上溫暖熱の三帶に亙り、各地の自然條件の差別は勿論のこと、農民生活慣習上の差異も著しく、従つて各地の小作制度の上にも甚だしく複雑なる差異を惹起してゐることは、恰も各地方の方言と同様である。更に支那に於ては前資本主義的なる土地所有關係が著しく殘存してゐるため、それに基いて各省には夫々多くの傳統的なる小作關係の型が存してゐる。加之、支那經濟の現階段は舊來の封建的生產關係より近代の資本主義的生產關係に入らんとする過渡交替期にあるため、各地の農村經濟發展程度にも著しい懸隔があり、従つてこの事情が、支那の小作制度の上にも反映して、その地方的性質を著しく濃厚ならしめてゐる。

この支那各地に於ける農村經濟發展程度の差異は、小作制度の諸形態を分類する最も明確なる標準をなすところの地代形態の上にも反映して、極めて複雑なる姿を呈してゐる。即ち封建的支配關係の濃厚なる、自然經濟の支配的なる處では、今なほ勞働地代たる力租が行はれてゐるが、都市の近郊または特に商工業が發展して貨幣經濟が支配的となり、従つて農業經營も著しく商品生産化してゐる地域では貨幣地代たる錢租が行はれて居り、兩者の中間の處では現物地代たる物租が専ら支配的となり、或は定額地代たる定租、或は分益地代たる分租、或は代金納地代たる折租の形態をとつてゐる。従つて現在の支那で行はれてゐる小作制度の諸形態について、一般に認められてゐる見解によれば、「現在では定額の物租と分租とが依然として地代の支配的形式であり、若干の地方では物租は既に折租の形式の下に、穀物を市價によつて換算し、金錢を以て納付してゐるが、これは錢租に至

3) 中國經濟年鑑上(一九三四年)、第七章租佃制度(G)一頁
4) マヂャール、井上照九氏譯、支那農業經濟論、二四七頁
5) 謝勁健、中國佃種制度之研究及其改革之對策(中國經濟、第一卷、第四五期合刊)三頁

る過渡をたすものである。純粹の錢租に至つては、一般に只都市の近郊、若くは商工業が特別に發展してゐる地方に行はれてゐるに過ぎない。若干の地方には寧ろ依然として力租の殘痕さへ存してゐる⁶⁾と言はれてゐる。

従つて此の小論では、支那の小作(佃種)制度を、「力租」、「物租」、「錢租」の三基本形態に分ち、更に「物租」を「幫租」、「分租」、「定租」、「折租」に分つて、それらの本質について若干の考察を加へることとする。

第二 力 租 制

力租、即ち勞働地代とは、地主より農地を貸與せられる對價として、小作人が其の勞働力の一部分を地主の仕事の爲めに、直接割くところの小作形態であつて、この場合、通例、小作人は一面地主より貸與せられた農地を耕作することによつて其の生活資料を獲得すると共に、他面地主自身の經營する耕地の上で無償で働き、従つて小作人は直接その勞働力を以て地代に充當し、外に小作料を納めない制度である。

この種の純粹の力租は、現在の支那でも餘り見當らない。この點に關し陳正謨氏も「各省の小作農が専ら勞力を以て地代に充當するものは極めて少ない⁷⁾」と前提しつゝ、力租の一種と看做すべきもの、若くは力租の名残りを見るべきものとして左の三種を擧げてゐる。

(1) 第一は一種の長期雇農の如きもので、それは雇主より勞賃を受取ることなく、單に雇主より若干の耕地を貸與されて耕作し、その收穫を勞賃の代りに自己の所有とするものである。この方法は安徽、浙江、福建、廣東、江西の各省以外にも行はれてゐる。江蘇省鎮江縣では小作人が一畝の耕地を貸與されるときは、地主のために八日働くべきものとする。但しこの場合、貸與せられる耕地面積には一定の限度があり、常に小作人の耕作能力に較べて遙に小面積しか貸與されない。陳正謨氏は之を以て力租より

6) 馮和法編、中國農村經濟論、二五九頁

7) 陳正謨、中國各省的地租、一〇頁

物租に轉變する過渡的存在物なりとしてゐる。

(2) 小作契約を以て小作人が一年のうち若干日、地主のため無償で勞働すべき旨を規定するものが少數ある。例へば山東省諸城縣では一年に毎畝二日、山西省應縣では一年に十日或は半月、地主のために無報償で勞働すべく、また貴州省定番縣の小作人は毎年十幾日或は二十日無償の勞働をなすべく、この規定日數を超過するときは一定の勞賃の支給を受ける。

(3) 小作人は毎年必ず地主のため無償勞働に服すべきものとすが、その日數を規定しない地方が比較的多い。例へば河北、河南、山東、山西の各省では、定額の物租又は錢租を納付する小作人を「租戶」と呼び、分租小作人を「佃戶」と呼ぶ。租戶には力租がないが、佃戶には總て力租を伴ふ。而して地主が小作人を使用する際には食事を供するのみで勞賃を支拂はない。河南省南召縣では地主は必要の際には小作人を無償で使役する。當地では之を「值官」と呼ぶ。江蘇省泗陽縣でも農繁期に二、三日小作人は地主のため無償勞働に服する。當地では之を「拿莊差」と呼ぶ。

中國經濟年鑑では、力租は之を(1)強制的性質を帯びる力租、即ち身分、傳統、債務等の束縛を受け、之より脱却する方法のない力租と、(2)契約的性質を帯びる力租、即ち一種の勞役關係にして定期或は不定期の暫時的契約に基くものに分つて、檢討してゐる。

(1) 前者の例としては、貴州省では土司は小作人に對して恰も其の家奴に對する如く振舞ふ。土司が小河の如き娛樂地を開設する場合には、小作人は無條件で工事に従事し、竣工の際には贈物をして慶賀の意を表すべきである。また雲南省の南部では、小作人にして地主の貸借に束縛されてゐないものは一人もない。小作人は毎秋收穫を得て、小作料を納め、負債を返せば剩すところなく十月からまた地主より糧食を借らねばならぬ。かくして苟も殘喘を延ばすならば、地主に對して無報酬の勞役に服さなければならぬ。

(2) 後者の例としては、山東省の臨清縣一帶では、小作人は農閑期に於て、男子は地主のため貨物の運搬に従事し、女子は地主のため饅飯、洗衣、掃地、小兒の看護、牛馬の飼養に當らねばならぬ。地主は小作人に三食を供するの外、勞賃を與へない。當地ではこの勞役を「打裏工」と呼ぶ。婦女にして斯かる勞役を免れんとすれば、毎年一、二元の金錢を地主に納付すべきものとす。之を「包裏工」といふ。また河南省でも小作農家は其の能力に應じ農閑期に地主に對し勞役に服すべきである。或は轎を荷ひ、或は車を

牽き、或は炊事に當る等、地主は小作人を見ること恰も傭僕の如くであるが、小作人は其の小作權を保たんとすれば之を忍従せざるを得ない。⁹⁾

尙ほ工賃制を以て力租の一種となす論者もある。¹⁰⁾而して江蘇省寶山縣各郷の「脚色制」を以て其の代表的のものとする。

この「脚色制」の下に於ては、地主と富農とは通常雇人を用ゐず、少數の農田を小作人に貸與する。小作人は、その農田を耕作すると共に他面地主自身の經營する耕地の上で働き、外に小作料を納めない。小作人たる「脚色」が地主たる「東家」のために勞役すべき日数は各地一律でなく、月浦北部では「脚色田」一畝につき三十日乃至四十日と定められ、盛橋郷の川沙鎮一帶では六十日とされまた雜店の北部では「脚色」が三畝を借地すると年中地主の爲に働かねばならない。また每畝五十日乃至六十日と定めてゐるものもある。「脚色」が「東家」のために働くときは、多くは地主の用意する農具を用ゐるが、地主中には大農具のみを備へ、小農具は小作人に携帯せしめるものもある。¹¹⁾張益圃氏によれば、「脚色田」の小作人が地主に服すべき勞役は、(1)勞働の種類を以て標準とするもの、即ち二畝乃至三畝の「脚色田」を借れば、地主の耕地で施肥、除草、收穫等の農事を請負ふものと、(2)勞働日数を標準とするもの、即ち每畝二十五日乃至三十日の勞役をなすものがある。¹²⁾

更に天野元之助氏は力租事例として、(1)封建的殘滓の濃厚なる西南僻地の力租形態、(2)勞働提供を伴ふ小作事例、即ち徭役勞働をもつて支拂はれる地代の殘滓形態、(3)地主よりの高利負債のため、農民が負債農奴に陥つて雇役勞働に服する事例等を擧げてゐる。¹³⁾

斯くの如く現在の支那では、(1)勞働地代の一種とも看做すべき力租、(2)勞働地代の殘滓形態たる勞働提供を伴ふ小作事例は各所に存在してゐるが、純粹の勞働地代たる力租の事例は見當らない。(1)一種の力租と看做すべきものとしては、上述の「脚色制」が擧げられるが、この場合に於ても小作人たる「脚色」の耕作する小作地は、全部「脚色田」たるものではない。例へば江蘇省寶山縣雜店の調査では、「脚色」農家三十六戸について見れば、その總

9) 中國經濟年鑑上(一九三四年)(G)九頁一一〇頁
10) 同書一一頁、張益圃、江蘇の土地分配和租佃制度(中國農村、第一卷第八期)六五頁
11) 中國經濟年鑑上(一九三四年)(G)一六七頁
12) 張益圃、上掲論文、六五頁一六六頁

計の「脚色田」が七十七畝であるに對し、金納小作地が八十七畝となつてゐるから、「脚色」農家は純粹の勞働地代のみを納める農家ではない。併しこの「脚色田」に關する限りでは、それは形式的には力租であるが、實質的には隸農的定雇の勞働報酬が一定の耕地供與によつて定められる一種の勞働契約制とも見るべきものであるから、茲では力租に準すべきものとして取扱ふた。(2)第二の勞働提供を伴ふ小作事例について見るも、小作料は物租として納められる外に、勞働提供を伴ふものであるから純粹の力租ではない。また西南邊僻農村では、小作人は各種の番役勞働に服するも、その小作地の收穫分配に關しては、上發(春收)は之を地主に納め、下發(秋收)は小作人に歸することとなり、小作料は既に物租の形をとつてゐるから、純粹の力租ではない。たゞ此等の場合には力租の殘痕が存してゐるものと言ふべきである。

第三 物 租 制

云ふまでもなく現物地代たる物租に於ては、地代は現物を以て定められ、現物を以て納付されるものである。但し折租に於ては現物を市價によつて換算し、金錢を以て納付するものである。以下、物租を幫租、分租、定租及び折租に分つて、それらの本質を明にしよう。

一、幫租 幫租制は分益小作制の最も幼稚なるもので、地主の隸農的定雇から幾分小作人化したもので、従つてこの小作制は一種の勞働契約制とも見られるものである。即ちこの小作制の下に於ては、地主は小作人に農地の外に、大部分或は全部の經營資本を提供し、且つ自らその經營に参加し、農場の管理に當るものであり、小

13) 天野元之助氏、支那小作制度の研究(三)(東亞、昭和十年六月號)一頁—四頁
14) 一九三三年中央研究院社會科學研究所調査、北區舊羅店市小農巷宅農戶所種
的「脚色田」(上掲、中國經濟年鑑一六七頁)

作人は地主の命令に服従して、耕作労働に従事するものである。其の普通農業労働者と異なるところは、その耕作労働が一定の小作地の上に限られてゐること、その勞賃が收穫の一定割合を以て與へられることである。従つて其の外観は力租から物租に變轉する過渡的形態に似てゐる。¹⁵⁾

この暫租制の最も典型的なるものは、江蘇省、甯縣及び銅山地方に慣行されてゐる「二八分租」である。この制度の下に於ては地主は土地を供給するのみならず、耕畜、農具、種子、肥料等の生産手段をも供給する。小作人（實際は雇農とも云ふべきものである）は單に勞力を出すに過ぎない。收穫期に於て二八の比例（小作人二分、地主八分を得る）によつて生産物を分配する。故に「二八分租」とも稱する。往々にして三七の比例で分配するものもある。この種の小作人と普通の雇農と異つてゐる點は、(1)この種の小作人は決して貨幣勞賃の支拂をうけず、現物勞賃の支拂を受けること。(2)この小作人の受ける勞賃の多寡は、收穫の豊凶によつて決定されること。(3)この小作人は地主から食事を供給されず、普通の小作人と略同様な獨立の生活をなすこと等にある。¹⁶⁾

左に支那各省で慣行されてゐる暫租制の事例を示さう。

第一表 暫租制の諸事例

省	縣	地主の取得分(暫租)	小作人の取得分	地主の負擔	小作人の負擔	備考
河北	定縣	七〇%	三〇%	土地、耕畜、農具、肥料	全部の勞力	「三七切」と稱す
山東	恩縣	九〇	一〇	同右	同右	「一九劈」と稱す 藥は地主に屬す、棉田では小作人は三分の一を取得す
		七〇	三〇	土地、耕畜、農具、肥料	全部の勞力	
山東	恩縣	七〇	三〇	土地、耕畜、農具、肥料	全部の勞力	「超份子」とも云はれる

15) 上掲、中國經濟年鑑、一一頁

16) 張益圃、江蘇的土地分配和租佃制度(中國農村、第一卷第八期)六六頁

17) 上掲、中國經濟年鑑一二頁一二四頁による

18) 馮紫嵩、劉端生、南陽農村社會調查報告、六九頁

廣西	湖南	江蘇				綏遠	山西	陝西	河南	
西林	湘鄉	蕭縣	銅山	南通	松江	海門	蘇州	綏德	新鄭縣	南陽
22)	21)	20)	17)	17)	17)	17)	17)	17)	18)	19)
五〇	七〇	八〇	九〇	四〇	六〇	五〇	六〇	五〇	七〇	七〇
土地、資本	土地、種子、肥料	土地、肥料、農具	土地、肥料、農具	土地、肥料、農具	土地、肥料、農具	土地、肥料、農具	土地、種子、肥料	土地、種子、肥料	土地、肥料、農具	土地、肥料、農具
勞力	勞力	勞力	勞力	勞力	勞力	勞力	勞力	勞力	勞力	勞力
	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行
	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行

19) 盧錫川、新鄭縣唐河農村的調査、十八年調、河南大學農學院季刊第一卷第三期、民國十九年十二月(馮和法編、中國農村經濟調料、六八七頁)
 20) 江蘇省農民銀行刊行、銅山農村經濟調査、民國二十年八月(馮和法編、中國農村經濟資料、二七五頁)
 21) 張益蘭、上揚論文、六六頁

右表に示す如く幫租制は中南支に比して北方の各省に比較的多く見られる。一般にこの制度は尙ほ自然經濟が強く残存し、一方に於て經營資本さへも蓄積し得ない貧困なる小作人が存在し、他方地主自身も農業經營を行ひ且つ人手に不足を感じる際に、小作人を耕地に鈎着せしめる手段として採用されるものであり、従つて地主の取得する小作料のうちには、土地に對する地代の外に、貸付資本に對する高利も含まれ、勢ひ小作料は高率たらずるを得ない。併しこの小作制も貨幣經濟が農村に浸透するに伴ふて次第に衰退するものであらう。

二、分租 分益小作制たる分租は「活租」とも、また「分收」とも稱せられるもので、小作人が地主から農地を賃借するに際して、小作料は之を定額を以て確定せず、農産物の收穫時に至つて、一定の割合で之を地主及び小作人間に分配する小作制である。而してこの分租制は、小作契約の當初から、收穫分配の比率を定めて置くものと然らざるものによつて、更に「分成法」と「議分法」とに分れる。

先づ第一に「分成法」とは、地主と小作人とが小作契約を締結する當初に、收穫物分配の比率を豫め確定して置くもので、この分配する對象物は、收穫せる穀物のみに限ることあり、また藁や稗にまで之を及ぼすことあり、また更に分配する對象物は春季の農産物に限ることあり、また春秋二季の農産物にも之を及ぼすこともある。この收穫物分配の比率に至つては、土地の肥瘠、交通の利便、地主と小作人との賦稅負擔の如何によつて定まる以外に、地主が小作人に農地の外に種子や耕牛や肥料等をも提供するか否かの事情にも依存してゐる。²²⁾

更にこの「分成法」は、「普通小作形式の分租」(「普通佃種形式下之分數」と「共同小作形式の分租」(「合作佃種形式下之分數」とに分れる。即ち前者の「普通小作形式の分租」にあつては、地主は僅に小作地を提供するのみで(農業資本の

22) 行政院農村復興委員會、廣西省農村調查、一五七頁
23) 謝勁鏞、中國佃種制度之研究及其改革之對策 (中國經濟、第一卷、第四五期合刊) 一五頁——六頁

一部分を暫時貸付することあり、經營には參加せず、小作人は一切の經營資本及び全部の責任を負擔し、自由に耕作を行つて地主の指揮を受けない。たゞ普通の小作農と異なる處は、小作料が收穫物の一定比率を以て規定され、従つて其の額は收穫の豊凶に伴つて伸縮する餘地のある點にある。之に反し、後者の「共同小作形式の分租」にあつては、地主は小作地を提供し、小作人は耕作に従事し、經營資本は雙方が分擔し、總收益は一定の比率で之を分配するものであつて、地主と小作人とは恰も共同出資の農事經營をなすが如き觀を呈するものであるから、かく名づけられるものである。但しこの後者の分租事例は多くはない。左に各省に於ける此の兩種の分租制につき、收穫分配の比率、地主及び小作人の提供物件を示さう。

第二表 分租制の諸事例

省	縣	普通小作形式の分租			共同小作形式の分租		
		地主の取 得分	小作人の 取得分	土地以外 の地主の 提供物件	地主の 取得分	小作人の 取得分	地主の提供 物件
河南	南陽 ²⁵⁾	五〇	五〇	往々半の肥 料及び種子を 提供す			耕耨、農具 肥料及び勞 力
河北 ²⁴⁾	保定	五〇%	五〇%	「半種」と稱す 併に「蔬麥三 七六四と 稱す」	(穀柴)五〇%	(穀柴)五〇%	
	井陘	五〇	五〇			土地、一 半の種子	
	靜海	大田四〇〇 蔬麥地三〇〇	七六〇 房				
	東光						
	高陽			地主は概ね 房を修せず			

24) 中國經濟年鑑上(一九三四年)(G)一二頁一二四頁
25) 馮紫崗、劉端生、南陽農村社會調查報告、六九頁

廣東 ²⁴⁾	福建 ²⁴⁾	安徽 ²⁴⁾	江蘇 ²⁴⁾	陝西 ²⁴⁾	山西 ²⁶⁾	山東 ²⁴⁾
梅縣附近	華安	宿縣の西	江蘇縣	綏德	陽曲	益都縣
五〇—四〇	四〇	五〇—三三	六〇	三三	五〇	五〇
五〇—六〇	六〇	五〇—六七	四〇	六七	五〇	五〇
地主及び小作人は田に臨んで分割す		「圩田」と稱す	肥料及び種子を貸す及び種子を貸す	折租(代金納)を徴する者多し	「伴種」と稱す	
		五〇	四〇—五〇	五〇		五〇
	五〇	五〇—六〇	八〇	五〇		五〇
	土地、資本の	土地、資本の	土地、資本の	土地、資本の		土地、資本の
	の勞力、資本の	の勞力、資本の	の勞力、資本の	の勞力、資本の		の勞力、資本の
	を主は、投資を希望す	良田に行				

廣西 ²⁴⁾	雲南 ²⁴⁾	貴州 ²⁴⁾	湖北 ²⁴⁾	湖南 ²⁴⁾	綏遠 ²⁴⁾
思恩	各南縣部	大定	麻城 通城 陽新	省北の湖田 省南の各縣	集殖區
五〇		五〇	三三 五〇 五〇	五〇 六五 五〇	第一二三年 第一二三年 第一二三年
五〇		五〇	六七 五〇 五〇	五〇 四五 四〇	七八九 七八九 七八九
				柴山 柴山	
先づ田賦を控除して地主に後交附し、然るに折半す					
	六〇				
	四〇				
	土地の外、種子及び資本を貸す				
	勞力及び農業資本を貸す				
	地主は牛租を徵收す				

即ち「普通小作形式の分租」にあつては、收穫物分配の比率は地主五割、小作人五割の折半となれる場合が最も多く、地主四割、小作人六割の場合が之につぐ。「共同小作形式の分租」にあつては、分配の比率が地主により、有利となつてゐるのは、地主も經營資本の一部を提供するからである。

次に第二の「議分法」とは、小作契約の當初に收穫物分配の比率を明訂せず、毎年穀物の成熟季に、地主と小作

人とが立會の上、立毛の檢見を行ひ、從來の經驗に徴して作柄を推定し、その豫想收量よりして分配の比率を決定するものである。この比率の決定に際しても、土地の肥瘠、交通の便否、地主及び小作人間の經濟關係等が參酌される。通例、收穫後地主は人を派して小作人から所定の小作料を徵收する。²⁷⁾

この「議分法」の事例として、安徽省蕪湖縣では、毎年稻作の成熟時に地主は差配人を伴つて各田を巡視し、作柄の豊凶によつて分配の比率を上中下の等級に分ち、收穫後小作料を納付せしめる。地主の取得分は通常收穫高の約四分の一である。²⁸⁾河南省光山縣では毎年收穫期に小作人は酒食を準備して地主の視查を請ひ、兩者立會の上、收穫分配の比率を協定する。その比率は地主四割小作六割、或は兩者折半を普通とす。²⁹⁾當地では之を「看稞」とも言ふ。その他、江蘇省の崇明縣や句容縣にも「議分法」が行はれてゐる。

要する分租制は經濟的發展の遅れた、地質の瘠瘦にして、農業經營も粗放的であり、且つ水害や旱害等の天災が屢々起る地方にして、従つて小作料を定額制となし難い處に多く行はれるものであつて、旱地(畑地)の比較的多い北方に、より多く普及してゐる。

三、定租 茲に物租の一種として掲げる定租にあつては、小作料は小作契約上、米麥その他の現物の一定額を以て確定され、この現物を以て納付する小作制であつて、通常「穀租」、「包租」、或は「定額租」と呼ばれてゐる。その納付する現物の品類は決して一種に限らず、小作地の生産品或は副産品を以て納付するも、通常米穀を以てその代表とする。また春秋の雨季に納付するものあり、若くば何れかの一季に納付するものもある。³⁰⁾その小作料の額に至つては、土地の肥瘠、交通の便否、灌漑の便否、その他一毛作田たるか二毛作田たるか等の事情によつても、地方的に著しく異つてゐる。

27) 謝勁鑑、前掲論文、一六頁

28) 謝勁鑑、前掲論文、一八頁

29) 中國經濟年鑑上(一九三四年)、(G)二六二頁

30) 上掲、中國經濟年鑑(G)二五頁

この定租は、收穫の豊凶如何に拘らず、毎年必ず一定額の現物を納付すべき常免制と、不作凶作の場合には減收に應じて一定の減免をなす減免制とに分れる。前者は所謂「豊年不加、歉年不減」を建前とするもので、之を「板租」、「鐵租」、「硬租」または「呆租」ともいひ、後者たる減免租（減租）は之を「軟租」或は「非鐵租」といふ。また地方によつては凶作に際しては小作料の納付期限を延期する慣行がある。之を「緩交」といふ。陳正謨氏の各省一、五二〇ヶ處に於ける調査によれば、「板租」は定租の一〇％に過ぎないから、定租制の大部分のものにあつては、減免の慣行が一般に行はれてゐる。

地主が小作料を減免するに際しては、種々の方法がある。(1)第一は地主が小作人の請求に應じて小作地に赴いて減免額を定めるもので、江蘇省崑山の正儀で行はれてゐる方法が之である。即ち農作物の收穫が不作であれば、小作人は地主を邀へて田地の檢見を請ひ、收穫の幾何たるかを評定して、減免の標準とする。若し地主が檢見に赴かないときは、小作人は刈取ることを得ない。蓋し一畝でも刈取れば、小作人は小作料の全額を納付せねばならぬからである。かゝる事情に遇へば小作人は往々にして刈取らず、農作物は駄目となつて、小作料も亦納付されない。廣東省の東江方面でも同様な減免方法が行はれてゐる。

(2)第二は凶作の際に地方の公共機關が小作料の減免率を協定するもので、例へば浙江省の嘉善縣では秋季の收穫後、四公所（輔善堂、義學、教育局、款產會）が減免率を協定し、また浙西一帯では多くは縣の建設機關が之を定める。

(3)第三は凶作に際し地主の負擔する田賦が減免される場合には、地主は小作料をも減免するもので、例へば江蘇省崑山では田賦が二〇％減額されると、地主は小作料を一五％減する。

(4)第四は減免をなす場合に限り定租を分租となす方法で、例へば浙江省龍游縣では減免をなすときは收穫物は之を折半する。³⁷⁾また同省縉雲縣では減免の際には、上田では地主七割、下田では六割を取得する。廣東省の東江方面でも減免の際には收穫を折半する。³⁸⁾

(5)第五は凶作に際し一地方の大地主が減免額を決定すれば、それが一の基準となつて他の小地主も之に倣ふもので、江蘇省靖江では斯かる慣行があり、之を「圩例」と呼んでゐる。⁴⁰⁾

31) 喬啓明、江蘇崑山南通安徽宿縣農佃制度之比較及改良農佃問題之建議、南京金陵大學農林叢刊第三十號（馮和法編、中國農村經濟資料、九九頁）

32) 陳正謨、中國各省的地租、一四、四四頁

33) 喬啓明、上揭論文、九九頁

34) 上掲、中國經濟年鑑(G)二三七頁

各省に於ける定租制の小作料につき、その品額、納入期、納入方法、減免方法を左に表示しよう。

第三表 定租の諸事例

省	縣	小作料の品額 (每畝)	納入期	納入方法	減免方法	備考
河北 ⁴¹⁾	定縣	棉花 粟 小麥 上田 元・三斤 六・五斗 三・五斗 中田 三・三斤 三・三斗 一・七斗 下田 九・〇斤 一・五斗 〇・八斗 (又は一斗) (又は一斗) (梁四斗) (梁二斗)	高粱 棉花 小麥 春 秋	小作人が地主の 居室へ運搬して 納入す	凶作の程度を参 酌して減免す	
山東 ⁴¹⁾	德縣	上田 粟 六斗 中田 粟 五斗 下田 粟 四斗 (二斗は約十七斤)	十月一日		甚だしき凶作の 際には減免す	
山西 ⁴¹⁾	遼陽縣 三給村	穀 三斗 三〇斤		地主が自ら徴收す 地主は人を派し て徴收す	折減免をなす 或は免租	
陝西 ⁴¹⁾	三原 高陵	穀 一斗—二斗				
江蘇 ⁴¹⁾	崇海 明門	千步地(約四畝)につき 棉花 一石 麥 一石 (包三石) 黃豆 一石 (この三者のうち缺けるものがあれば) (時價によつて現金で納める)	七四十月 月月	小作人が運搬し て納入する者多 減免せず	天災、人禍にも 減免せず	

支那の小作制度

第五十卷 一五五 第二號 一五

35) 天野元之助氏、支那小作制度の研究(三)(東亞、昭和十年六月號)二一頁
 36) 喬啓明、前掲論文、九九頁
 37) 行政院農村復興委員會、浙江省農村調查、五二頁
 38) 上掲、中國經濟年鑑(G)一八八頁
 39) 上掲、中國經濟年鑑(G)二三七頁

<p>浙江 41) 平陽 蘭溪</p>	<p>崑山</p>	<p>無錫</p>	<p>靖江</p>	<p>南通</p>
<p>數百二十斤—二百斤 清田(底面合)每石(二畝半) 數 五〇〇觔……最高 四〇〇觔……普通 三〇〇觔……最低 二〇〇觔……凶年</p>	<p>上田 アラ米 一・一〇石 中田 アラ米 〇・九〇石 下田 アラ米 〇・六〇石</p>	<p>(1) 麥米 一石 三斗 (3) アラ米 一石二斗</p>	<p>麥(春季) 四斗(或は五斗) 豆(秋季) 四斗(或は五斗)</p>	<p>第一種 上田アラ米一〇石 (アラ米〇・六石) 麥一六石 第二種 中田アラ米〇・五石 (アラ米〇・四石) 麥一三石 第三種 下田アラ米〇・四石 (アラ米〇・三石) 麥一〇石 或は霜降後</p>
<p>(春)五、六月 (秋)九、十月</p>	<p>第一回秋の收穫より十月一日 第二回十月十日 第三回十月二十日</p>	<p>春租—端午節後 秋租—冬至後</p>	<p>大地主は人を派 くは徵收す、多 搬納付す 大地主が先づ減 免率を定め、他 の地主が之に呼 ぶ「打例」と呼 ぶ。</p>	<p>小作人が運搬納 入す (1) 減免 (2) 緩交(納期を 延期す)</p>
<p>春四季、秋六 も、近年は秋 一回に改む</p>	<p>(1) 小作人が地主 の倉庫へ納入 (2) 地主が人を派 して徵收す</p>	<p>田賦が二〇%減 ぜらるれば小作 料は一五%を減 ず</p>	<p>減免か否かは官 廳の准荒を以て 標準とし、その 調査の責は糧書 (徵稅吏)に之を 一任す</p>	<p>春四季、秋六 も、近年は秋 一回に改む</p>
<p>減免す に主は分田、 折と永小作 半され小作 る人と業</p>	<p>凶作年に於ける 小作料の五、六 月は翌年の不足 を補足せしめ</p>	<p>田賦が二〇%減 ぜらるれば小作 料は一五%を減 ず</p>	<p>大地主が先づ減 免率を定め、他 の地主が之に呼 ぶ「打例」と呼 ぶ。</p>	<p>アラ米とは糙米 のこと</p>

40) 上掲、中國經濟年鑑(G)二五頁
41) 上掲、中國經濟年鑑(G)二五頁—三五頁
42) 中國經濟年鑑(中)(民國二十四年續編)(G)六五頁

安徽 41)	江 西 41)	湖 北 41)	湖 南 41)	福 建 41)
蕪 湖	新 建 黃 陵 黃 陵	全 行 省 城	各 省 縣 北	連 江
租米は收穫量の四分の一乃至五分の二を占む	穀一石 (每石田)穀十石—十三石 (七、八石のものあり)	穀 上田 二石—三石 下田 八斗—一石 穀 八斗—一石六斗	(新圩田)穀 一石五斗 (老圩田)每石田(約六畝三分) 穀 十二石六斗 この外に雞、雞卵、稻藁及び糯米を送る	(每斗田) 上田—穀 二八〇斤 中田—穀 二二〇斤 下田—穀 一五〇斤
	早租—七月末 晚租—十月末	一回又は二回		
(1) 地主は自ら徴収す (2) 地主は莊頭の作人の代領せしむ	小作人が運搬納	小地主は自ら徴収す 大地主は運搬納入す		
凶年にも減免せざる 若し收穫減れば地主に請ふならしめ	地主は檢見の上減免す	檢見の上減免す		
			新圩田の收量は四石—六石 老圩田の收量は二十石—三十石 この料は、八石の小作人は、五〇—六〇%の當る	(每斗田)收量 上田—六〇〇斤 中田—五〇〇斤 下田—三〇〇斤

支那の小作制度

第五十卷 二五七

第二號

一七

雲南 41) 曲江	廣西 41) 博白	廣東 41) 南(南路) 各縣 海康	永春
漵溪	(每斗種田) 上田 穀 二・八石—三石 中田 穀 二石—二・八石 下田 穀 一・八石—二石	(夏冬兩季田) 穀 二石五斗(全年) (旱田) 穀 一石五斗 (晚田) 穀 一石五斗	上田 穀 三二〇斤 中田 穀 二〇〇斤 下田 地主・小作人間に折半す
穀 一斗五—三斗(三等) 穀 三斗—二四斗(七等)	十月一回	夏冬兩季分納 夏季納 冬季納	
	減免せず、萬一 完納しないとき は翌年の春熟に 現金に換算して 納入せしめる		收量 上田 六四〇斤 中田 四〇〇斤 下田 一〇〇斤 内外

定租制の小作料が收穫高の幾割に當つてゐるかは充分明瞭でないが、第三表によれば湖南省の省北各縣の熟田では約五〇%、同省湘中の各縣では五〇乃至六〇%、福建省の連江では約四五%、同省の永春では五〇%に當つてゐる。陳正讓氏の調査では、この物租率は一季納入者(各省三、三一九人の平均)では四二・五%、各季納入者(二、七八四人の平均)四六・九%となつてゐる。尙ほ此の物租制には、小作料の外に、額外の徴收(租外苛求)として地主に、(1)米の如き主要産物を提供するもの、(2)農家の副産物たる蔬菜、柴草、雜、豚等を提供するもの、(3)金錢を提供するもの、(4)地主に響應をなすもの、(5)勞力を提供するもの等があるから、小作人の負擔が一層過重となる。

併しこの定租制は分租制に比して、收穫の比較的安定したる、農業經營のより集約的なる地方に慣行されるものであつて、従つて稻作の行はれてゐる中、南支により、多く普及してゐる。

四、折租

折租制とは其の小作料額は一定額の現物を以て、定められてゐるが、その小作料を地主へ納入の

43) 陳正讓、前掲書一八頁、四八頁
44) この額外の徴收は、小租、手續費、地錢、柴草、租雞、租飯、麥精錢等の名稱を持つ、中國經濟年鑑中(民國二十四年續編)(G)六〇頁、謝勁鍵、前掲論文、三五頁、三六頁

際、之を代金に換算して金錢を以て納入するところの代金納制である。折租によつて納入される貨幣額は、納入時に於ける現物の市場價格によつて決定される。かく小作料金額が時々の市場價格によつて變動するから、地主は往々にして自己に有利なやうに、換算納入の時期を自己の意志通りに決定することもある。⁴⁵⁾

現在の支那で慣行されてゐる折租制には、その本質上區別すべき左の二つの型が認められる。第一は物納地（物租）から貨幣地代（錢租）に轉化する過渡的形態をなすものである。この種の折租は、上海の如き大都市近郊の園藝地帯で、専ら錢租が行はれてゐる間に介在して、存在するものであつて、物租より錢租に至る過渡的形態をなすものである。上海市佃農繳租暫行規則ではこの種の折租小作農を保護するために、第九條に「繳租以當年當地之生產物爲限、加佃業間訂有給付錢租者、則其錢數當與應繳之生產物價格相當。其價格、依約定繳納時、當地市價之最高最低平均數爲準」と規定して、現物小作料を代金に換算するには、地主・小作人の雙方に公正なるやうに、小作料納入期に於ける上海市の最高最低の平均價格によるべきこととしてゐるが、往々にして地主は自己に都合のよいやうに折算の時期に遲速を生ぜしめることもある。また斯かる過渡的形態としての折租は廣東省に於ける農業生産の商品生産化された地方にも見出される。⁴⁶⁾

折租の第二の型は、必ずしも物租より錢租に至る過渡的形態とは認め難いものである。これは江蘇省の崑山で慣行されてゐるもので、「若し小作契約の言葉の意義より見れば、完全に納租穀法であるが、たゞ實際について言へば、地主は多く貨幣納及び米納の兩方法を任意に選擇するものであり、米價が騰貴すれば貨幣を以て支拂ふことを要求し、米價が下落すれば米を要求する。貨幣を以て小作料を納入せしめる場合には、地主は毎畝の小作

45) 中國經濟年鑑(上)(一九三四年)(G)四〇頁

46) 上海市社會局編、上海之農業、一〇四頁

47) 同書、一〇七頁

48) Chen Han-Seng, Landlord and Peasant in China, 1936. p. 54.

料を高騰せる市價に換算して、貨幣を以て納入することを小作人に強要する。かゝる情況は全縣の百分の七一・八%を占め、納租穀法を行ふものは二八・二%に過ぎない。⁴⁹⁾かゝる折租慣行は一種の制度化せるもので、従つて必ずしも物租より錢租に至る過渡的形態とは見るを得ない。支那の各地には、この種の折租が多いやうである。左に支那の各省で慣行されてゐる折租につき、換算價格、換算期、納入期、手續等を示さう。

第四表 折租の諸事例 ⁵⁰⁾

省	縣	換算の價格	換算期	納入期	手續	備考	
河北	定縣	時價に照して換算す	秋の收穫後				
江蘇	上海	地主の指定によつて某時の市價に照して換算す (1)米 七斗四升、六元六角に換算 (2)米 七斗八升、六元八角に換算 (3)米 八斗、七元に換算	毎年不同、その遅速は地主が決定す 頭限 二限 三限	換算期に同じ 收穫より冬至節に至るまで 翌年の清明節まで	地主の倉庫へ納入す	調査九十二戸の小作農中、二戸が納穀を規定せず、但し納穀を規定して現金を換算し納入す	
	崑山	米價昂騰すれば代金を以て、米價低廉なれば米を以て納入す	地主が決定す、多くは秋の收穫後	一限 秋收より十月一日 二限 十月十日 三限 十月二十日	晩秋初冬の頃縣署が追租委員を特設して小作料の徵收に當らしめる	倉庫へ納入せしめる	折租は百分の三内外を占めて
	無錫	七十八元(一九二九年)	秋收穫後市價に照して換算				

49) 喬啓明、前掲論文、九一頁
50) 上掲、中國經濟年鑑(G)四〇頁一四三頁

湖南	湖北	江西	安徽	浙江	
省北種 菜地 省南種 雜地	蕪城 應城 黃梅 蕪春		阜陽 宿縣	吳興 南田 永嘉	靖江
當年の穀價に照して換算す	今年が無力で小作料を納入せざれば明春最高價格に照して換算して金銭を以て納入せしめる、外に二分四厘の利息を加ふ(時としては市價に比してより高く換算することあり)	(1)小作農は時價に明らかでないから、故意に(2)地主は秋收穫後故意に小作料の收納に行か算す、冬になつて穀價の騰貴するを待つて換	地主は蕃薯を收納するを欲せず、多くは現金に換算して納入せしめる	時價に照して換算 八元(米八斗毎斗換算一元)	(1)秋收脱穀後の市價を標準とす (2)地主と小作人とが協議して中庸の市價を以て換算す (3)納入時の市價による
		冬季が最も多い	地主の指定による		(1)初冬 (2)年末
		同上	遅くとも年内		同年(年末まで、年を越してはならぬ)
			地主へ搬入		地主の住居へ搬入
		従來は山田に最も多く行はれたが、現在は好んで敷地主も好んで用ゐる方法となつてゐる		近來頗る普及す	近來増加の傾向にある

である。支那に於ける錢租の地方的普及狀況に關しては、詳細なる資料はないが、中央農業試験所の民國二十三年の調査では、小作制のうち穀租が最も多く總數の五一%を占め、分租が之に次いで二八%を占め、錢租は最も少なく二一%となつてゐる。⁵¹⁾ 然らば錢租は如何なる地域に最も多く普及してゐるであらうか。

先づ第一に錢租は貨幣經濟が普及し、農業が商品生産化されたところ、即ち桑園、棉田、茶園、煙草畑、蔬菜畑及び果樹園等の地帯に之を多く見るのは當然である。

例へば廣東省番禺縣の四ヶ村で米だけ植付けられてゐる處では、穀租が錢租を凌駕してゐるが、棉花、果實、落花生及び蔬菜の如き商品化作物が栽培されてゐる他の四ヶ村では、小作面積の九六%にまで錢租が行はれてゐるが如き顯著なる一例である。⁵²⁾

また上海市の近郊は既に園藝地帯を形成してゐるが、この地帯で同市社會局によつて行はれた調査では、調査農家百四十戸のうち九四・五%にまで錢租が普及してゐる。⁵³⁾

第二に官地、旗地の如き政府又は公家の地産、その他學田、祭田、寺廟田、祠田等の如き地方の公産或は氏族の族産にも錢租が一般に普及してゐる。それは此の種の特種なる土地所有形態としては、私有地の個人の地主と異つて、錢租として貨幣を以て納入される方が穀租よりも取扱上便宜だからである。

例へば河北省、天津一帶の官田や公田には錢租が多く見られる。また河南省、禹縣では全縣の學田が皆錢租制によつてゐる。更に浙江省各地の學田、祭田、堂田及び寺田の如き公共租田も錢租をもつてゐるものが多い。これらの公共租田は土豪劣紳が包佃（請負小作）して納金制をとつてゐるものである。⁵⁴⁾

第三に各省の典田や當田の如き擔保地にも錢租が行はれてゐる。そのほか江蘇省、靖江の「自賣留種田」同省無錫の「花釐租」、浙江省義烏の「絶賣留種田」の如き永小作地にも錢租が慣行されてゐる。⁵⁵⁾

51) 中國經濟年鑑上(國民二十五年第三編)(G)二七頁

52) Chen Han-Seng, op.cit., p.55.

53) 上掲、上海之農業、一〇四頁

54) 謝勁健、上掲論文、二二頁、二三頁

55) 中國經濟年鑑上(一九三四年)(G)五一頁

左に支那各地で慣行されてゐる錢租につき、小作料額、收納期及び收納方法、減免方法等を表示しよう。

第五表 錢租の諸事例⁵⁶⁾

省	縣	小作料(每畝)	收納期及び收納方法	凶年の減免	備考
河北	天津 (1)西沽村 (2)東于王村 (3)徐胡園村	五・五—六・五元 四—八元 二—三元	春秋兩季分納 初夏及び秋後 (1)灌溉の便ある井水地で は驚節 (2)旱地畑では清明節 (3)其の他の時期	凶年には地主に檢 見を請ひ減免され る 減免せず	大半は預繳(前納)
山東	青島 膠濟區	六—十二元 平均約八・四五元 最肥大畝地 二十吊 最肥小畝地 十吊 (但し單鉤元五十枚を一吊となす)			
山西		平田畑地 三—四元 上等水田 約十元			従前は儲に一、二元 米棉が栽培される
河南 ⁵⁷⁾	輝縣楊家莊 新鄉一區 汲縣一區 新鄉五區	一・二元 四・〇元 三・〇元 一・六元	民國二十二年	收穫以後	新郷では預繳(前納)が一 〇%を占む
江蘇	上海 陸行 引翔	四元内外 三—四元	年末納付		普通地價二〇〇元—三 〇〇元北區には二、 〇〇〇元上る處あり

56) 上掲、中國經濟年鑑上、(G)五一頁—五九頁
57) 行政院農村復興委員會、河南省農村調查、六九頁

廣西	信都	三元	錢租は僅に小土地に限る
----	----	----	-------------

この貨幣小作料たる錢租が小作地の總收益中占める比率に關して、之を知るべき資料がない。錢租の地價に對する比率は錢租率として調査されてゐるから、參考のため之を左に掲げる。

第六表 各省の錢租率(種子、肥料、耕畜等は小作人が自備す)

省名	錢租率
北	9.3
東	7.0
西	10.6
南	15.0
蘇	10.9
江	9.7
浙	9.6
江	11.8
福	11.1
湖	12.8
湖	12.5
安	10.4
四	12.6
廣	10.6
廣	10.5
雲	10.9
貴	10.3
甘	9.8
寧	11.7
察	
平	10.5

差し、農村に於ける封建的關係が解消し、賦稅關係も近代化し、企業的小作經營の出現することを必要とするであらう。

第五 結 言

以上によつて支那の小作制度につき、地代形態より、之を力租、物租、錢租に分つて、それらの本質について概説した。同じ小作形態でも支那の各地によつて、幾分異つて居るものであるが、それらの差異を充分に且つ其の本質並に展開傾向を闡明するためには更に各地の豊富なる資料を蒐集しなければならぬ。既に發表された支那の諸資料は我々のこの要求を決して充分に充たしてくるものではない。尙ほ支那の小作制度に關しては、その小作契約、押租錢(敷金)、預租(前納)、永佃制度(永小作)、小作上の中間階級、租外の苛求等について論すべきであるが、此等の點については之を他日の機會に譲ることとする。

58) 陳正謨、上掲書、一一八頁、一二九頁、但し之は錢租率=錢租額÷(地價-小作敷金)×100より算出す